

文書番号	分科会 01 Ver.01.01.01	分科会活動に関する規程	制定	2009年07月31日
主管	企画・分科会担当理事		改訂	2009年10月14日

第1条 本規程は、分科会（SIG）の設置・廃止・運営・活動報告に関する細目を定めるものである。

第2条 新規の分科会を設置しようとする場合は、設置申請書を学会事務局に提出する。

第3条 理事会は、設置申請を審査し、適切と判断された場合に設置を認める。

第4条 分科会には代表者と会計担当者をおく。

第5条 分科会を解散しようとする場合は、解散届を文書にて学会事務局に提出する。

第6条 分科会を継続する場合は、その代表者は毎年2月末日までに継続申請書を学会事務局に提出する。理事会は、継続申請書が提出されない分科会に対して解散届の提出を求める。

第7条 分科会はおおむね2年に一度、その研究成果または活動報告を学会誌もしくは大会で発表する。その際に、分科会の成果であることを明示する。

第8条 分科会は広く学会会員の自由な参加を認める。但し、理事会において正当な理由があると認める場合には、分科会参加者を限定することができる。

第9条 分科会の設置期間の上限を5年とする。但し、理事会の審議を経て、この上限を超えて継続して設置することができる。

以上